



# 吹田市自治基本条例

では、こんなことを定めています

吹田市自治基本条例に関する

## Q 自治基本条例って何？

A 自治基本条例は、本市の市民自治の基本を定める最高規範と位置付けられる条例で、市民、議会、行政の3者がいっしょに市政を進めていくための基本的なルールなどを定めるものです。

具体的には、市民自治を進めるに当たっての根本的な考え方や目標、あるべき姿を定める市民自治の基本理念と情報共有、市民参画、協働の3つの原則からなる市民自治の運営原則、市民・議会・行政3者のそれぞれの市政を進めていく上での役割や責務、そして市民の市政への参画と協働の仕組みなどを定めています。

## Q なぜ、自治基本条例が必要なの？

A 平成12年(2000年)にいわゆる地方分権一括法が施行され、国と自治体は上下・主従の関係から対等・協力の関係の下、自治体が市政を自主的かつ総合的に運営する役割を担うこととなり、市民の福祉の増進を図る上で自治体の果たす役割と責任が増大しました。

そうした地方分権の時代において、吹田市独自の市民自治のあり方や進め方を明確にし、市民、議会、行政の3者が力を合わせて、市政を進めていくことが大切となっています。

## Q 市民=住民？

A 市民は、市内に住む人(住民)だけでなく、市内に通勤、通学する人、市内に事業所を置き様々な活動を行う個人や団体をいいます。

この条例は、市政をいっしょに進めていく人を市民として広く捉えているため、通勤・通学者、事業者も市民と定義しています。

## Q 参画って参加と違うの？

A 参画は、市民が、政策等の立案、実施、評価の過程に主体的に関わり、行動することをいいます。参加より主体的に市政に関与する意味合いが強い言葉として定義しています。

## Q 協働とは？

A 市民と市が、共通の目的を実現するため、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いの立場を尊重し、協力することをいいます。

## 市民、議会・議員、市長・職員の役割と責務

市民、議会・議員、市長・職員が市政を進める上で果たすべき役割とそれに伴う責務を定めています。

議員、市長・職員はもとより、市民一人ひとりが市政に関心を持ち、関わることであり、市民自治が確立されるものと考えます。

(第6条-第14条)

## 情報共有、市民参画、協働の推進

情報共有、市民参画、協働を実効あるものとするため、それぞれの制度の整備を進め、市民自治の確立をめざします。

例えば、市民参画では審議会などには原則として市民から公募により委員を選出すること、また、市民意見提出手続を条例化し、重要な条例や計画の策定に際し、市民の意見を聞くことを義務づけま

す。

(第15条-第23条)

市民参画をよりいっそう進めるため

- 審議会などへ公募委員として参画
- 市民意見提出手続の制度化
- 地方自治法による住民投票の実施を定めています

## 市民自治の基本理念

(第4条)

市民は、等しく尊重されること  
市民は、市民自治の担い手であることを自覚し、自らが地域のことを考え、自らの手で治めていくこと  
市は、国及び大阪府と、それぞれの役割分担の下に、対等の立場で相互協力の関係に立って、自律的な市政運営を図ること

## 市民自治の運営原則

(第5条)

情報共有の原則  
市民と市は、市政に関する情報を共有すること  
市民参画の原則  
市民は、自らの意思と責任の下に、市政に参画すること  
協働の原則  
市民と市は、相互理解と信頼関係を深め、協働すること

## 国及び大阪府その他の自治体との連携及び協力

共通する課題を解決するため、市は、自立性を持って、国や他の自治体と連携し、協力することを定めています。

(第31条)

## コミュニティの尊重等

市民と市は、暮らしやすい地域社会を築くため、コミュニティの役割を尊重すること、また、市がコミュニティの活動に対し支援することを定めています。

(第24条)

## 行政運営の原則

市長、市長以外の執行機関、職員が特に意識して実践することが必要な行政運営の基本を定めています。  
例えば、総合計画に基づいた市政運営を行うこと、財政計画を策定したり行政評価を行うこと、そして市民に対する説明責任、応答責任を果たすことなどを定めています。

(第25条-第29条)

## 市民自治推進委員会

自治基本条例に基づき市民参画、協働が進められているか、また、どのように市民参画、協働を進めていくべきかなどを市民委員等で構成される市民自治推進委員会で審議することを定めています。

(第30条)

